

目標事業量の見込みの算出について（検討状況）

各市町村の後期行動計画の策定に向けては、一定のサービス（「2」参照）について、目標事業量の標準的算出方法を提示する方向で、現在検討を進めている。

以下、その検討の方向性についてお示しするので、今後の策定に向けた業務の参考としていただきたい。

1 標準的算出方法の提示の意義等

- 各市町村における後期行動計画の目標事業量の算出に向けては、
 - ① 女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握するため
 - ② その他、整備量に対する標準的水準を示し、整備を促進するために、国において、標準的算出方法を提示する方向で検討している。

- 標準的算出方法は、行動計画策定指針（※告示。現在、改正を検討中）において提示する予定である。

- 標準的算出方法は、H29年（※新待機児童ゼロ作戦における目標年次）に達成されること想定した目標事業量の算出方法とする。
各市町村におかれては、標準的算出方法を踏まえて算出した2017年の目標事業量を念頭に、後期行動計画期間（H22～26年）の目標事業量を定めていただくこととなる。

2 標準的算出方法を提示するサービス・内容のイメージ

- 以下のサービスについて、標準的算出方法の提示を検討している。
 - (1) 保育サービス系
 - ① 昼間帯サービス（通常保育（含む家庭的保育）・特定保育）
 - ※ 標準的算出方法は、昼間帯サービス全体の「目標事業量」の設定について提示。
 - ※ 「新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査」（※サンプル市区町村で実施）の結果を踏まえ、潜在需要（未就労者の就労希望・既就労者のサービス利用希望）を勘案した算出式を今後検討。基本的な算出の枠組みとしては、以下の流れを検討中。

 - i) 今後の就労希望を踏まえた「家族類型」（ひとり親家庭／フルタイム共働き家庭／フルタイム×パート共働き家庭 etc）ごとの家庭数を把握

↓

ii) iの「家族類型」毎に、「潜在サービス利用率」（「現在サービスを利用している家庭」に、「現在は利用していないが利用希望がある家庭」を加えた家庭数が、その「家族類型」（ex フルタイム共働き家庭 etc）の家庭数に占める割合）を算出

↓

iii) iiの「家族類型」毎の「潜在サービス利用率」を、iの「家族類型」ごとの家庭数にかけることにより、通常保育を必要とする定員数を把握

【詳細については、「後期行動計画策定の手引き」(素案)の「Ⅲ 定量的な目標設定」の「全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準」の「潜在的なニーズ及びサービス必要量の推計」を参照。】

② 夜間帯サービス（延長保育・夜間保育・トワイライト）

- ※ 標準的算出方法は、夜間帯サービス全体の「目標事業量」の設定について提示。
- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。

③ 休日保育

- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。

④ 病児・病後児保育

- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。（比較的利用が進んだ市区町村における利用実態を踏まえた算出方法を今後検討。）

(2) 放課後児童クラブ

- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。

(3) 一時預かり

- ※ 比較的利用が進んだ市区町村における利用実態を踏まえた算出方法を今後検討。

(4) 地域子育て支援拠点事業

「乳幼児連れの親子が、容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置」を基本として検討。

(5) ファミリーサポートセンター

「市及び特別区にあっては、原則1箇所設置するものとし、町村にあっては、住民の利用希望等を踏まえ、実施の必要性を検討し、設置」を基本として検討。

(6) ショートステイ事業

検討中

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>一 背景及び趣旨</p>	<p>○ 現指針策定後の情勢変化を踏まえ記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体及び事業主においては、十年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を進めてきたところである</u> ・ <u>平成17年に、人口形態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率がともに過去最低を記録した</u> ・ <u>平成18年6月には、「新しい少子化対策について」を少子化対策会議において決定した</u> ・ <u>「日本の将来推計人口」（平成18年12月発表）では、2055年でも合計特殊出生率は1.26とされ、今後、一層少子化・高齢化が進行するとの見通しが示された</u> ・ <u>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月策定）では、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一の構造の解消には、「働き方の改革による仕事と生活の調和」とその社会的基盤である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つの取組を、「未来への投資」としてできる限り速やかに軌道に乗せること、そのためには、効果的な財政投入が必要であるとされている。また、少子化対策推進の実効性を担保するために、「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であるとされている</u> ・ <u>「働き方の改革による仕事と生活の調和」について、関係閣僚、有識者並びに経済界、労働界及び地方公共団体の代表者をメンバーとする「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が平成十九年十二月にとりまとめられた</u> ・ <u>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指し、各々が果たすべき役割を掲げている</u> ・ <u>「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、憲章が掲げる3つの社会を実現するために必要な条件を示し、各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定し、仕事と生活の調和の推進を図ることとしている</u>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項	
<p>1 基本理念</p> <p>2 行動計画の策定の目的</p> <p>3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携</p> <p>(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携 (2) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (3) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携</p>	<p>1 基本理念</p> <p>2 行動計画の策定の目的</p> <p>3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働</p> <p><u>「総合的な庁内の推進体制の整備」を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>次世代育成支援対策は各分野にまたがるものであるから、部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である</u> ・ <u>国及び地方公共団体の間、市町村及び都道府県の間、市町村間並びに地方公共団体と一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい</u> ・ <u>行動計画に次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携のあり方について定めることが必要である</u> ・ <u>地方公共団体と国の情報の共有化をさらに進めることが重要である</u> <p>(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携 (2) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (3) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携</p> <p><u>(4) 「地域の企業や民間団体等との協働」を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>仕事と生活の調和の実現に向け、それぞれの地域の企業や子育て支援を行う団体等が相互に連携・協力して、地域の実情に応じて取り組んでいく</u>
4 次世代育成支援対策地域協議会の活用	4 次世代育成支援対策地域協議会の活用
三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項	
<p>1 策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 子どもの視点 (2) 次代の親づくりという視点 (3) サービス利用者の視点 (4) 社会全体による支援の視点</p> <p>(5) すべての子どもと家庭への支援への視点</p> <p>(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 (7) サービスの質の視点 (8) 地域特性の視点</p>	<p>1 策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 子どもの視点 (2) 次代の親づくりという視点 (3) サービス利用者の視点 (4) 社会全体による支援の視点</p> <p><u>(5) 「仕事と生活の調和実現の視点」を追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の1つとして重要である</u> ・ <u>地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である</u> ・ <u>都道府県労働局と綿密な連携を図ることが重要である</u> <p><u>(6) すべての子どもと家庭への支援への視点（記述の追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である</u> <p>(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 (8) サービスの質の視点 (9) 地域特性の視点</p>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>2 策定に当たって必要とされる手続</p> <p>(1) 現状の分析</p> <p>(2) ニーズ調査の実施</p> <p>(3) 住民参加と情報公開</p>	<p>2 策定に当たって必要とされる手続</p> <p>(1) 現状の分析</p> <p>(2) ニーズ調査の実施</p> <p>「潜在的需要を踏まえたサービス量の把握」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の就業希望の実現に伴う潜在的需要を踏まえた中長期的なサービスの必要量を把握する <p>(3) 多様な主体の参画と情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるため、協議会を活用して事業主支援の方策、事業主に求める支援策の検討、協働で実施をする施策の検討や説明会を開催し情報の共有を図るなどし、計画策定にかかる情報提供をするとともに、事業主、労働者その他の関係者の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である ・ 成果評価など、事業主、労働者、その他の関係者が主体となって目標達成指標などを考える仕組みを誘導するなど、行動計画の企画段階からの多様な主体の参画を促進することが重要である
<p>3 策定の時期等</p> <p>(1) 計画策定の時期</p> <p>(2) 計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>3 策定の時期等</p> <p>(1) 計画策定の時期</p> <p>(2) 計画の期間及び見直しの時期</p>
	<p>4 「利用者の視点に立った評価指標の導入」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進捗状況の把握については、それぞれに目標を設定する必要があるほか、利用者の視点に立った成果指標を設定する必要がある ・ 指標の設定には、既存統計や市町村等の総合計画等で把握できるものの活用を考え、場合によっては、簡便な方法で独自に把握する必要がある ・ 指標の設定では、国の施策目標や市町村等の総合計画・方針との整合性の確保が求められるほか、住民のニーズを加味することも考慮すべきである ・ 国の求める成果指標との関連では、自治体間の取組状況が相対的に比較できるようにすることが重要である。
<p>4 実施状況の点検及び推進体制</p>	<p>5 実施状況の点検・評価及び推進体制</p> <p>「PDCAサイクルの確立」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種施策が利用者の直面している困難や課題の解消に役立ったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる、PDCAサイクルを確立することが重要である ・ 一連の過程が開かれた形で行われるようにするための枠組みとして、地域子育て支援事業の関係者が参画する場を設けることや、地域協議会などを活用することも考えられる
<p>5 他の計画との関係</p> <p>(1) 保育計画等との調和</p> <p>(2) 市町村の基本構想との調和</p>	<p>6 他の計画との関係</p> <p>(1) 保育計画等との調和</p> <p>(2) 市町村の基本構想との調和</p>
	<p>四 目標量算出のために参考とすべき標準</p>